

意見募集案件	子ども・子育て支援プランの変更について
担当課	子育て支援部 子ども家庭課 電話 011-372-3311 内線 2216

意見募集期間	平成 30 年 6 月 15 日(金)から平成 30 年 7 月 15 日(日)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所(子ども家庭課) 及び 各出張所 北広島団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 6 月 15 日号
意見の提出方法・ 提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか</p> <p>近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取り扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。<u>電子メールで提出される場合は、メール本文に直接記載いただくか、下記提出先までお問い合わせください。</u></p> <p>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>子育て支援部 子ども家庭課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 FAX 011-398-4306 電子メールアドレス:kodomo@city.kitahiroshima.lg.jp</p> <p>添付ファイルは削除されますので、意見は本文に直接入力してください。</p>
検討結果の公表 予定時期	平成 30 年 8 月上旬頃 提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>保育の需要の状況を踏まえ、平成 31 年度の必要利用定員総数などを変更するものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別添「子ども・子育て支援プランの変更について」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>子ども・子育て支援法</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>保育等需要に係る計画値を直近の実績を反映させた値に変更し、確保方策を検討します。</p>
対象となる政策等 の原案	別添「子ども・子育て支援プランの変更について」のとおり
その他	平成 30 年 8 月 計画変更予定